

口腔衛生学会東海地方会ニュース

No. 1

1972・6

口腔衛生学会東海地方会の新発足に当って

口腔衛生学会には現在二つの地方会があるが、この東海地方会は、昭和29年10月、全国に先駆けて、歯科医育機関の一つも無かったこの地方に、東海4県の歯科医師会、名古屋大学、岐阜医科大学、三重大学、名古屋市立大学などの関係者によって発足したものであった。

そして翌年に第1回の総会を開いて以来今日まで活動を続け、この間、昭和34年に名古屋で、昭和34年には岐阜で、また昭和45年に名古屋で、口腔衛生学会総会を開く、というように活発に活動してきた。

しかし、この地方会は、口腔衛生学会の本会と深いかわりがありながら、一方において、この地方の風土にむすびついた性格も持っていることが大切で、この点から、より広く、より多くの同好同学の人々の参集を必要とされていた。

しかし何と云っても、このような同好同学の人々の間の相互の具体的な連絡が必要であるのに、わずかに年1回の総会だけを中心にして活動しているのでは、テンポの速い今日の変化には追いつけないようになってきた。

そこで今回、5月27日に開かれた第14回口腔衛生学会東海地方会総会で、

- 1) 広く東海地方会の会員を募る
- 2) 地方会の年会費を決めて、集める
- 3) その会員に対し、年に2~3回の地方会ニュースを出す
- 4) 年1回の総会を開く
- 5) 年に2~3回程度の研究を中心とした研究者の集会を開く

などを骨格とした新しい運営方針を計り、それが支持されたので、その方針で進めることとなった。

しかし、何んといっても、こうした具体的な活動をするには、会の組織と財政の確立が何より大切である。

この立場から、従来、集会の都度の参会者による当日会費および寄付金のみによって運営されてきたのを改めて、定常の年会費によって運営することにした。

そこで、まずこの第1回の東海地方会ニュースの発刊を機会に、ひろく東海地方会の会員を募り、その会費によって運営を円滑にしたいと考えた次第である。

なお参考に付記すると、この東海4県にいる口腔衛生学会会員は123名であるが、これらの方々はもちろん、現在口腔衛生学会会員でない方々でも、奮ってこの会に入会して頂きたいと切に望むものである。(年1,000円)

入会申込み先は次のところである。

〒464 名古屋市千種区末盛通2-11
愛知学院大学歯学部 口腔衛生学教室内
口腔衛生学会東海地方会
(振替口座 38179)

なお、第15回の口腔衛生学会東海地方会総会は名古屋で昭和48年2月に行なわれる予定である。

細部についてはまだきまっていないがこのときは会員の研究発表も組み入れたいと思うので、何か研究されている向きはぜひともお心構えをおねがいたい。

第21回口腔衛生学会総会のおしらせ

今年は口腔衛生学会の第21回総会が広島において開かれる。さらに会員には細部は通知されるが、次のとおりである。

1. 期 日 昭和47年10月20日(金)
10月21日(土)
2. 会 場 中国新聞社ビル
(広島市土橋町7番1号 TEL (0822)91-1111)

3. 日程、内容 10月19日(木) 午後 幹事会
20日(金) 午前 一般講演
午後 評議員会、総会、宿題報告、特別講演
夜 懇親会
- 21日(土) 午前 一般講演
午後 一般講演
4. 宿題報告 日本歯科大学 坪根哲郎教授
5. 特別講演 広島歯学部 守山隆章教授

第14回東海地方会総会のあらまし

東海地方会では、岐阜に引き続いて名古屋と、口腔衛生学会の総会を引き受けたこともあって、久しく地方会総会が開かれなかったが、昨年4月新しく岐阜に岐阜歯科大学も新設されて、この地方に二つの口腔衛生関係研究機関をもつことにもなったので、昭和47年5月27日(土)13時30分から、名古屋市愛知学院大学歯学部講堂で、第14回の総会が開かれた。

当日はすぐ1週間前に日本小児歯科学会の総会が開かれたばかりなので、会員の参集が心配されたが、約60名の同好の人々が集って、熱心な集会を終わることができた。

なおこの会の途中で、この地方会の今後の運営方針についての説明が諒承され、支持された。

当日の特別講演およびシンポジウムの内容は次のとおりである。

特別講演 “齲蝕予防の方向—歯質強化の試み” 岐阜歯科大学教授 可児 瑞 夫

齲蝕予防方法は普通、(1) 歯牙周囲の改善、(2) 歯質強化と大きく二つに分けることができるが今回は(2)についてのみ取り扱うことにすると、主として演者の関係した実験結果をもとにしてのべた。

この歯質の強化、つまり齲蝕抵抗性を増強するにはまず第一にフッ素の局所的適用が考えられる。演者は抜去大白歯を使用して人工唾液下におけるフッ素塗布歯牙の耐酸性を測定し効果を認めた。

次に3人の子供にフッ素で洗わせ各乳歯のCa, P, エナメル、フッ素 F/エナメル を測定し、結果としてフッ素を作用させなかった歯牙とは8週間目位で耐酸性に差が生じフッ素の取りこまれていることが明らかとなった。なおフッ素洗口を中止して2週間後でも効果が認められた。

さらに某小学校にて食後フッ素含有水で洗口させた結果

DMFT 16.1% の抑制	酸性フッ素リン酸溶液を用いた	DMFT 34.6%
MFDS 18.2%	”	DMFS 22.5%

という数値を得た。

フッ素の作用をX線解析を行なってみると、まずエナメル質の場合その性質と言うのは結晶の大きさよりも格子ひずみ、格子不整の存在にあることがわかる。そしてフッ素が作用するとエナメル質の格子不整が減少する。つまりエナメルの格子不整はフッ素により改良され、耐酸性や耐齲蝕性が増すようであることが知られた。

それでフッ素の効果ある使用法であるが、一つの実験結果からみて、フッ化物による洗口は早期にかつ量的にも多くフルロールアパタイトが出来、エナメル質の結晶性が良くなっている。このことからフッ素含有洗口剤の使用が望まれ、歯質強化を主目的に口腔内環境の改善もなされるものと考えられるものであると結論した。

シンポジウム “歯口清掃のために—plaque control”

最近、歯口清掃には新しい光があてられるようになり、熱心な臨床家によって、その指導がようやく進められるようになってきた。

一方、歯垢、歯苔—dental plaque—について基礎的な研究が進んでその知見は非常に拡充した。

このことを背景として、岡田治夫幹事を司会として、3人の演者による首題のシンポジウムが行なわれた。

各演者の要旨と主な討議は次のとおりである。

微生物学の立場から

愛知学院大学教授 武 井 盈

演者は、口腔は微生物の生存発育に極めて都合のよい環境であるので、常在微生物の量も種類も極めて多いことをのべ、主な微生物をあげ、とくに7日間刷掃を行なわせないでおいた実験の結果を紹介し、演者の実験による口腔内各部位の微生物の分布の特長をのべ、ベヨネラ、フゾバクテリウムなどの嫌気性菌の増加が注目すべきものであることに注意を促した。

歯 苔 と 齲 蝕

岐阜歯科大学助教授 可 児 徳 子

演者は、歯苔についての最近の知見についての紹介を中心として、Streptococcus mutaus などによる多糖体、レバンおよびデキストランの生成についてふれ、これらのレバン、デキストランが齲蝕発病に深い係りのあることをのべ、とくに第一大臼咬合面の歯苔沈着と該部の齲蝕の存在との間に深い関係のあることにふれ、このことから、齲蝕予防の手段として plaque control が大切であ

ることにふれ、結局、歯面の刷掃と食物の注意の大切なことを強調した。

歯口清掃指導のために

ライオンファミリーセンター所長

田熊恒寿

演者は小児患者を取り扱っている経験から、母親を介しての、あるいは小児直接の刷掃指導法の要領について、そのときに用いられる資料や媒体などにまでわたって、詳しくのべた。

これらの演述について、いろいろな質疑応答があったが、その主なものの大要を拾ってみると次のようである。

(質問)「プラークと歯周病患と齶蝕両方の関係について」

(武井)ハムスターでの実験 *Str. mutaus* を用いるとカリエスを起こす菌でカリエスが出来、また歯槽骨も吸収される。これはカリエス起因菌が繁殖することで菌の

バランスが乱れ、歯槽骨吸収を生ぜしむる菌の働きが活発となったためと考えられる。

(質問)歯ブラシ指導にて齶蝕発生抑制効果を上げ得ることがあるか。

(田熊)学校歯科の1例で、染め出しを利用して学内指導を徹底すれば効果はある。

(質問)プラークを刷掃除去する以外の方法で将来出て来るとしたらどのようなものが考えられるか。

(可児)デキストラン溶解因子、デキストラン形成過程阻害因子、抗酵素剤、フッ化物剤など。抗生剤はこの場合使用が長期にわたるため現在は不適當ではないか。

(武井)プラーク中の *Str.* 群の活動による疾患は感染症としてとらえている。しかし、現在の抗生剤は可児先生の言われるように不適當である。ワクチンをカリエス原因菌に対し使用するという考えもあるが、免疫グロブリンがどう動くのか、というような基礎的な研究がなされている程度で多くは望めない。

紹介

「保健指導に役立つ資料」

今まで、歯科衛生関係の実践を行なう際にはこれといった良いテキストが無く何かと不都合でしたが、このたび保健指導にあたる方々が歯科保健の意義とこれに必要な基礎知識を十分理解出来るに役立つ資料が1,2出ましたので紹介します。

1. 日本歯科医師会雑誌 第24巻 第12号

—特集— 歯の衛生週間にそなえて 昭和47年3月10日

この特集号は

- (1) 大体50人ぐらいの若い母親の集会で話をするという場面の設定での話の事例集
- (2) (1)の場面や日常治療室中での患者への保健指導のときなどに利用出来る口腔衛生の指導のための資料とその解説

という内容で、現場で役に立つと思いますのでお手許にあれば見て下さい。

もし、この特集の部分だけほしいという方がありましたら、この部分だけの別刷が多少はありますので、地方会の会員の方にはおわけすることができると思います。もしご入用の会員は100円同封の上、下記にお申し込み下さい。

〒464 名古屋市千種区末盛通2-11 愛知学院大学歯学部
口腔衛生学教室内 口腔衛生学会東海地方会支部

2. 「歯科衛生関係指導要領・手引集」 厚生省医務局歯科衛生課 (450円)

これは、厚生省歯科衛生課が毎年、主として、公衆歯科衛生活動の現場で仕事をしている歯科医師、歯科衛生士あるいは保健婦などの人々の実際活動の手引きにしようとして、発行されたものをあつめたものです。

- 内容
- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 母子歯科保健指導要領 | 2. 三才児歯科保健指導要領 |
| 3. フッ化物歯面局所塗布実施要領 | 4. 歯口清掃指導の手びき |
| 5. 歯周疾患予防のための保健指導要領 | 6. 公衆衛生教育制度の将来について |

発行所 東京都豊島区駒込1-38-6 財団法人 口腔保健協会
定価 450円 (〒110円) 振替口座 東京 9297番

歯科衛生の実際のためのよい本の紹介

Esther, M. Wilkins "Clinical practice of the Dental hygienist" 3rd ed. (1971).

この本はアメリカの歯科衛生士の教科書として、1959年にワシントン大学で歯科衛生士教育をやっていた E. M. Wilkins と、アイダホ大学で歯科衛生士教育に当たっていた Patricia A. McCullough の 2 人によって書かれ、その後、1964年に2版が出され、第3版は、Wilkins だけで出されたものである。

歯科衛生士のために書かれているけれども、臨床で口腔衛生をすすめる上での具体的な事柄については非常に多くの示唆するものを含んでおり、かつ、比較的英語も平明であるように思われるので、もし何かの折があったら目を通されるか、手もとにおいて時に臨んでみられたらいいのではないかと思う。

それで、その内容の目次と、その第1章の内容をここに紹介する。【価格は 5,600 円ぐらいと思う】

目 次

- I. 口腔衛生実技のオリエンテーション
 - 1. 専門職としての歯科衛生士
 - 2. 口腔の衛生計画立案法
- II. 口腔衛生治療約束の準備
 - 3. 治療室および使用器具
 - 4. 病気伝播の予防
 - 5. 患者の受け入れおよび治療イスへの座らせ方
- III. 診療のための前準備
 - 6. 個人的、医学的および歯科的既往
 - 7. 歯科の X 線写真
 - 8. スタディモデル
 - 9. 口腔診査
 - 10. 咬合診査
 - 11. カルテ記載法
- IV. 歯科予防処置
 - 12. 歯科予防処置序説
 - 13. 軟性沈着物
 - 14. 歯石
 - 15. 歯の着色物
 - 16. 歯科予防処置術式の原則
 - 17. 器具および研ぎ方
 - 18. 歯石除去法および歯面研磨法
 - 19. 研磨について
 - 20. ポートポリシヤー
 - 21. 回転用器具による研磨
 - 22. 隣接面の研磨法
 - 23. 評価、術後の処置およびリコール
- V. 補助的な歯科予防処置
 - 24. フッ化物の使用法
 - 25. 知覚過敏歯の処置
- VI. 患者指導
 - はじめに
 - 26. 歯ブラシおよび刷掃法
 - 27. 補助的な歯苔抑制手段
 - 28. 補綴物、矯正装置などに対する注意
 - 29. 歯苔抑制指導法
 - 30. 栄養、食飼および食飼分析
- VII. 特殊患者に対する応用法
 - はじめに
 - 31. 家の中にいる患者、寝たきりの患者、不自身な入院患者
 - 32. 老人の患者
 - 33. 口腔外科の患者および顎骨折患者
 - 34. 口唇裂あるいは口蓋裂患者
 - 35. てんかんの患者
 - 36. 精薄患者
 - 37. 身体的あるいは感覚的障害患者
 - 38. 循環系疾患患者
 - 39. 糖尿病患者
 - 40. 思春期、青年期、閉経期の患者
 - 41. 妊娠患者
 - 42. 救急処置 (中垣抄)

【第1章 専門職としての歯科衛生士】

内容のあらまし

歯科衛生士について、その業務内容およびそれを業として行なうために必要な専門家としての知識、技術、心構えなどがこの第1章で述べられている。特に業務範囲としては①臨床における術者として②口腔衛生教育者として、③歯科医の補助者としてこの三つの仕事を軸として、歯科医師をはじめとして dental team の一員としての活躍の必要性と述べている。またこのために必要な基礎的な知識、臨床的な技術、常に向上するための勉強の継続、患者に対する倫理感と使命感をこの中では専門職としての歯科衛生士に要求している。

衛生士の身分保障の法的背景はアメリカ各州の事情によって州ごとに異なっているが、共通していることは“歯科医師の指示”が必要であることである。また、歯科衛生士の精神的支えになるものはアメリカ歯科衛生士会の倫理綱領のようなものであり、それには次のよう

なことが述べてある。

自己の向上のためには常に専門職らしい行動と判断に対する責任と義務を持ち、また常に研究を続ける必要があり、すべての dental team の仲間とのチームワークが大切である。

組織的には歯科衛生士会の組織に参加し、勤務上の身分保障および経済状態の安定を計らなければならない。

個人的に注意することは患者に接する時にはあらゆる意味でプロ意識をもって行なわないと治療に影響する。特に……自己の健康保持、口腔内の清潔、容姿頭髪の清潔、精神的な安定が大切だとしている。

最後に歯科衛生士の業務の目的として、仕事、倫理観、研修および基礎的な知識、平静な判断力、新しい知識の摂取などを学びながら行なうことを大切とし、また臨床における保健指導の大切さを述べている。その他専門家としての歯科衛生士の行なうべき内容が項目別に細部にわたり示されている。(高山抄)

発 行

名古屋市千種区末盛通 2 の 11 愛知学院大学歯学部
口腔衛生学教室内 口腔衛生学会東海地方会

編集兼発行者

榊原悠紀 田 郎

印 刷

名古屋市昭和区東郊通 7 の 8
東崎印刷合名会社